

役員および評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、公益財団法人大和記念育英財団定款第 13 条および第 28 条の規定に基づき、理事及び監事ならびに評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事及び監事ならびに評議員に対する報酬の総額)

第 2 条 理事及び監事ならびに評議員に対する各年度の報酬の総額は次の金額の範囲内とする。

- (1) 理事 100 万円
- (2) 監事 30 万円
- (3) 評議員 100 万円

(理事及び監事の報酬の区分及び算定方法)

第 3 条 理事及び監事が、理事会等に出席したときは、日当として、各人ごとに 30,000 円（源泉所得税控除後）を支給する。

(評議員の報酬の区分及び算定方法)

第 4 条 評議員が、評議員会に出席したときは、日当として、各人ごとに 30,000 円（源泉所得税控除後）を支給する。

(報酬等の支給の方法及び形態)

第 5 条 報酬等は、業務に従事した日において、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の支給)

第 6 条 理事及び監事ならびに評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、交通費については実費相当額を、手数料等については請求のあった額を支払うものとする。

(規程の改廃)

第 7 条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第 8 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、公益財団法人大和記念育英財団の設立の登記のあった日から施行する。